

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 59/61/116 小委員会
事務局	一般社団法人 日本電機工業会

### < 規格情報 >

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-29（201X）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-29（第 4 版(2002) , Amd.1(2004) , Amd.2(2009)）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	直流電源装置
廃止する基準及び有効期間	J60335-2-29（H20）有効期間 3 年間

### < 審議中に問題となったこと >

今回のこの規格の改正審議で問題となった主な事項は、次のとおりである。

- a) **適用範囲（簡条 1）** 適用範囲で電圧範囲を“安全特別低電圧”（導体間及び導体と大地との電圧が 42 V 以下で、無負荷電圧が 50 V 以下の電圧。）としているが、通則の 8.1.4 に“安全特別低電圧（SELV）”と同等レベルとして、“クラス 0 機器の場合の強化絶縁の耐電圧試験に適合する絶縁変圧器”を認めているため、この規格でも“クラス 0 絶縁変圧器を介した特別低電圧”を追加した。
- b) **通常動作の定義（3.1.9）** 旧規格では、放電状態について例示しているが、例示に当てはまらないバッテリーについての記載がないため、“製造事業者による指定”をデビエーションで追加した。
- c) **バッテリーの識別方法（7.12）** 対応国際規格では、充電できるバッテリーの種類、セル数及び公称容量を取扱説明書に記載することになっているが、現状では様々なバッテリーがあり、識別として“形式”を指定しているため、そこまでの記載をする必要がないことが多い。このため、バッテリーの形式を記載していないバッテリーチャージャについてだけ、形式、セル数及び公称容量を取扱説明書に記載することとした。また、指定のバッテリー以外を接続できないような、構造で不適切な交換ができないようにしているバッテリーチャージャであれば、バッテリーの情報は不要とした。
- d) **自動車用バッテリーチャージャの充電方法（7.12）** 対応国際規格では、自動車用バッテリーチャージャの充電方法について、車にバッテリーを乗せたまま充電する方法を取扱説明書に書くようになっていたが、この方法は安全上あまり好ましくない充電方法であること、また、一律に自動車用バッテリーチャージャの充電方法を規定することは難しいので、単に“自動車用バッテリーチャージャの取扱説明書には、バッテリーを安全に充電できる方法を記載しなければならない。”とした。
- e) **バッテリーチャージャの出力回路の充電部の運用（10.101）** “42.4 V を超えてはならない。”という要求と、簡条 1（適用範囲）で“安全特別低電圧の出力以下”を規定していることとの間で矛盾が生じるため、42.4 V を超え 50 V 以下の電圧の扱いについて、テストプローブで触れなければ許容することを明確化した。なお、EN 規格においても同様の運用がされていることも確認した。
- f) **子供が使用する機器のバッテリーチャージャ（附属書 AA）** 附属書 AA について、次の内容の検討を行った。厳しい規定であるが、デビエーションはつけないこととした。
  - 対応国際規格の 6.2 の“屋外使用...IPX7 以上...”が、通常の屋外使用より厳しいが、これは、子

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

- 供が使用し、安易に水の中に落とす可能性を考慮したものと考えられるため、現行のままとした。
- 対応国際規格の 8.1.1 に "...取り外すために工具を用いた後であっても、充電部...への接近が可能であってはならない。" となっているが、これは、工具を用いても子供（8歳以上）が空けることができないような構造と想定した。
  - 対応国際規格の 10.101 の要求事項である "42.4 V ピークを超えてはならない。" と通常より厳しい規定となっているが、この要求は、玩具用変圧器の規格と同等の要求であることが分かった。

### < 主な国際規格との差異の概要とその理由 >

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
1	この規格は、安全特別低電圧又はクラス0絶縁変圧器を介した特別低電圧の出力をもつ、定格電圧が250 V 以下の家庭用及び類似の用途のバッテリーチャージャの安全性について規定する。 (下線部追加)	通則の 8.1.4 に "安全特別低電圧" と併せて "クラス0 機器の場合の強化絶縁の耐電圧試験に適合する絶縁変圧器" に触れても安全である旨のデビエーションが追加されている。この規格の適用範囲でもこれを適用し追加した。
3.1.9	<b>注記 101</b> 放電状態は、次の例によることもできる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 鉛蓄電池に対しては、電解液の比重が 1.16 未満である場合</li> <li>- ニッケル・カドミウムバッテリーに対しては、セル当たり電圧が 0.9 V 未満である場合</li> <li>- <u>製造事業者による指定</u></li> </ul> (下線部追加)	バッテリーの放電した状態については、一律に規定できないことから、"製造事業者による指定" を明記した。
3.103A	<b>3.103A</b> <b>クラス0 絶縁変圧器 (class 0 insulation transformer)</b> 入出力間の回路を基礎絶縁以上で分離しており、かつ、強化絶縁の耐電圧試験に耐える変圧器。 (追加)	適用範囲で追加した絶縁変圧器について、"クラス0 絶縁変圧器" とよび、これを定義した。
7.12	取扱説明書は、次の趣旨を記載しなければならぬ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>バッテリーの形式を記載するか、又は充電できるバッテリーの種類、セル数及び公称容量を明細に記載する。ただし、不適切な接続を防止しているバッテリーチャージャを除く。</u></li> </ul> (以下略) (下線部追加)	現状に合わせ、形式を表示しているバッテリーと表示していないバッテリーを区別し、明確化した。また互換性のない接続器を用いているバッテリーを適用から除外した。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概要	理由
7.12	自動車用バッテリーチャージャの取扱説明書には、 <u>バッテリーを安全に充電できる方法を記載しなければならない。</u> (下線部修正)	自動車用バッテリーチャージャの充電方法について、IEC規格では自動車にバッテリーを乗せたまま充電する方法を取扱説明書に書かなければならない旨を要求しているが、この方法は安全上あまり好ましくない、及び自動車用バッテリーチャージャの充電方法を規定することは難しいことから、特定した充電方法の記載をやめた。
10.101	無負荷直流出力電圧は、42.4 V を超えてはならない。 <u>ただし、出力回路の充電部が 8.1.1 及び 8.1.2 に適合する場合を除く。</u> (下線部追加)	バッテリーチャージャの出力回路の充電部が、検査プローブ 13 で接触できないような構造の場合、42.4 V を超えてもよいという規格の運用がされている。この運用が合理的と考えられることから、この規格でも追加した。 EN 規格での運用を引用した。

### <主な改正点>

主な改正点は、次のとおりである。

なお、点線の下線を施した部分は、IEC 60335-2-29 に対するデビエーションを示す。

- a) **適用範囲** (簡条 1) 適用範囲を“安全特別低電圧”の出力をもつバッテリーチャージャとして、出力部に触れても安全なものだけを対象にしているが、通則の 8.1.4 に“安全特別低電圧”の他に“クラス 0 機器の場合の強化絶縁の耐電圧試験に適合する絶縁変圧器”も触れても安全とするデビエーションが追加されているため、この規格の適用範囲でもこれにあわせて、“クラス 0 絶縁変圧器を介した特別低電圧の出力をもつバッテリーチャージャ”をカバーするようにした。
- b) **適用範囲** (簡条 1) 及び**附属書 AA** “がん(玩)具用バッテリーチャージャ”を適用範囲に含め、要求事項を附属書 AA で規定した。
- c) **用語及び定義** (3.1.9) バッテリーの放電した状態については、一律に規定できないことから、放電状態は、“製造事業者による指定”でも認めた。
- d) **バッテリーの識別表示** (7.12) 第 1 ダッシュに形式、セル数及び公称容量を記載するよう規定されているが、種類だけ記載があれば、他を記載する必要がないように思われる。また、互換性のない接続器を用いてバッテリーと接続する場合は、接続できるバッテリーの全ての形式をかかずともシリーズ名等で大括り化しても支障がないと考えられた。
- e) **バッテリーの種類、セル数及び公称容量の表示** (7.12) 対応国際規格では、充電できるバッテリーの種類、セル数及び公称容量を明細に記載することになっているが、現状では、様々なバッテリーがあるために“形式”で指定している。また、指定のバッテリー以外を接続できないように、構造で不適切な交換ができないようにしているバッテリーチャージャもあることから、“バッテリーの種類、セル数及び公称容量”の記載については、現状にあわせた方法を可とするデビエーションを追加した。
- f) **バッテリーの充電方法の表示** (7.12) 自動車用バッテリーチャージャの充電方法については、対応国際規格では車にバッテリーを乗せたまま充電する方法を取扱説明書に書くこととしているが、この方法は安全上あまり好ましくない充電方法であること、また、一律に自動車用バッテリーチャージャの

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

充電方法を規定することは難しいことから、単に“自動車用バッテリーチャージャの取扱説明書には、バッテリーを安全に充電できる方法を記載しなければならない。”とした。

- g) **バッテリーチャージャの出力回路の充電部の運用 (10.101)** EN 等において、バッテリーチャージャの出力回路の充電部が、JIS C 0922 のテストプローブ 13 で接触できないような構造であれば、42.4 V を超えてもよい（無負荷電圧を SELV の上限値の 50 V とすることができる）という規格の運用がされている。この運用が合理的と考えられることから、この規格でも緩和した。
- h) **バッテリーの端子に接続する導体への構造要求 (22.101)** バッテリーの端子に接続する導体への赤又は黒の色を塗る要求事項は、7.6 で追加した記号だけを用いることにしたことため、この要求を削除した（対応国際規格でも削除された。）

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<技術基準省令への整合性>

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条4	4 一般要求事項 (JIS C 9335-1 (以下, 第1部)の箇条4による。)	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条22 22.103	22 構造 (第1部の箇条22による。) 22.103 トレーラハウス及び類似の車両の中に取り付けるバッテリーチャージャは、支持台に確実に固定できる構造とする。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条19 19.101 19.102 19.103 22.102	19 異常運転 (第1部の箇条19による。) 19.101 通常時働く制御装置を短絡した運転 19.102 バッテリーの逆接続時の運転 19.103 直流分電盤と組み合わせたバッテリーチャージャの過電流状態での運転 22.102 直流分電盤から給電するそれぞれの回路には、過負荷保護装置を組み込まなくてはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条7 7.1	7 表示及び取扱説明 7.1 バッテリーチャージャには、次の事項を表示しなければならない。 - 出力が20 VA以上のときに限り次の事項を表示する。 ・充電前に、取扱説明書を読まなければならない。	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				7.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内用又は雨にさらしてはならない。ただし、バッテリーチャージャが、IPX4 以上の場合を除く。</li> <li>- 出力が 20 VA 以上であり、かつ、鉛蓄電池用バッテリーチャージャの場合に限り次の事項を表示する。</li> <li>・バッテリーの接続を行う前又は接続を切る前には、電源を切らなければならない。</li> <li>・“警告 - 爆発性ガス。火災及び火花の禁止。充電中に十分な換気を行う。”</li> </ul> <p>7.12 取扱説明書は、次の趣旨を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>バッテリーの形式を記載するか、又は充電できるバッテリーの種類、セル数及び公称容量を明細に記載する。ただし、不適切な接続を防止しているバッテリーチャージャを除く。</u></li> <li>- 警告：非再充電形バッテリーは再充電しない。</li> <li>- 鉛蓄電池用充電器は、バッテリーを充電中十分に喚起できる場所に置かなければならない。</li> </ul>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	<p>箇条 19</p> <p>22.16</p> <p>箇条 24</p> <p>25.14</p>	<p>19 異常運転(第1部の19.11(電子回路の故障),19.12(ヒューズの特性)による。</p> <p>22.16 自動巻取り機構の耐久性(第1部の22.16による。)</p> <p>24 部品(第1部の24.1.4(自動制御装置の耐久性),24.1.8(温度ヒューズの規定)による。)</p> <p>25.14 電源コードの折り曲げ耐久(第1部の25.14に</p>	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				簡条 28	よる。) 28 ねじ及び接続 (第1部の簡条 28 による。)
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	簡条 1	<p>1 適用範囲</p> <p>この規格では、可能な限り住宅の中及び周囲で、機器に起因して人が遭遇する共通的な危険性を取り扱っている。ただし、通常、次の状態については規定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 次のような人（子供を含む）が監視又は指示のない状態で機器を安全に使用することができない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・肉体的、知覚的又は知的能力の低下している人</li> <li>・経験及び知識の欠如している人</li> </ul> </li> <li>- 子供が機器で遊ぶ場合</li> </ul> <p><b>注記 103</b> 8 歳以上の子供が監督を受けることなく使用することを意図したバッテリーチャージャの要求事項は、<b>附属書 AA</b> による。</p> <p>7.1 バッテリーチャージャには、次の事項を表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 出力が 20 VA 以上のときに限り次の事項を表示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・充電前に、取扱説明書を読まなければならない。</li> <li>・室内用又は雨にさらしてはならない。ただし、バッテリーチャージャが、IPX4 以上の場合を除く。</li> </ul> </li> <li>- 出力が 20 VA 以上であり、かつ、鉛蓄電池用バッテリーチャージャの場合に限り次の事項を表示</li> </ul>

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

					<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バッテリーの接続を行う前又は接続を切る前には、電源を切らなければならない。</li> <li>・“警告 - 爆発性ガス。火災及び火花の禁止。充電中に十分な換気を行う。”</li> </ul> <p>7.12 取扱説明書(第1部の7.12によるほか、次による。) 取扱説明書は、次の趣旨を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 鉛蓄電池用充電器は、バッテリーを充電中十分に喚起できる場所に置かなければならない。</li> </ul> <p>7.12.1 トレーラハウス及び類似の車両中に据え付けるためのバッテリーチャージャ用の取扱説明書の場合、主電源への接続は、国の内線(配線)規程に適合していることを記載しなければならない。</p> <p>箇条 15 耐湿性等(第1部の箇条 15による。)</p> <p>21.102 トレーラハウス及び類似の車両内に据え付けるバッテリーチャージャは、それらに加わるおそれがある振動に耐えなければならない。</p> <p>附属書 AA 附属書 AA 8歳以上の子供が監督をうけることなく使用することを意図したバッテリーチャージャについて</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	<p>箇条 24</p> <p>25.7</p> <p>24 部品(第1部の箇条 24による。)</p> <p>25.7 天然ゴムの電源コードは、自動車用バッテリーを充電するためのバッテリーチャージャに用いてはならない。</p>		



## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				箇条 30	30.1 耐熱性（第1部の30.1による。）	
第七 条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	箇条 8  13.3 16.3 22.5  箇条 23 箇条 27	8 充電分への近接に対する保護（第1部の箇条8による）  13.3 運転中の耐電圧（第1部の13.3による。） 16.3 耐湿後の耐電圧（第1部の16.3による。） 22.5 コンデンサの残留電荷による感電危険の防止（第1部の22.5による。）  23 内部配線（第1部の箇条23による。） 27 接地接続の手段（第1部の箇条23による。）	
第七 条 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	13.2  16.2	13.2 動作温度での漏えい電流（第1部の13.2による。）  16.2 耐湿後の漏えい電流（第1部の16.2による。）	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	箇条 11 箇条 14 箇条 15 箇条 26 箇条 29	11 温度上昇（第1部の箇条11による。） 14 過渡過電圧（第1部の箇条11による。） 15 耐湿性等（第1部の箇条15による。） 26 外部導体用端子（第1部の箇条26による。） 29 空間距離，沿面距離及び固体絶縁（第1部の箇条29による。）	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 11 箇条 17  箇条 19 30.2	11 温度上昇（第1部の箇条11による。） 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第1部の箇条17による。）  19 異常運転（第1部の箇条19による。） 30.2 耐火性（第1部の30.2による。）	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が	該当 非該当	箇条 11	11 温度上昇（第1部の箇条11による。）	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。				
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 20 22.14	20 安定性及び機械的危険(第1部の箇条 20 による。) 22.14 (第1部の 22.14 による。)	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 21 21.101  21.102  22.11	21 機械的強度(第1部の箇条 21 による。) 21.101 質量 5 kg 以下の、埋め込み形以外のバッテリーチャージャの落下試験 21.102 トレーラハウス及び類似の車両内に据え付けるバッテリーチャージャは、それらに加わるおそれがある振動に耐えなければならない。 22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分(第1部の 22.11 による。)	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	19.13 22.22  22.23  22.41  箇条 32	19.13 異常試験の判定(第1部の 19.13 による。) 22.22 アスベスト使用の禁止(第1部の 22.22 による。) 22.23 ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含んだ油の使用禁止(第1部の 22.23 による。) 22.41 ランプを除き、水銀を含む部品の禁止(第1部の 22.41 による。) 32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部の箇条 32 による。)	
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波	該当	箇条 32	32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

条	せられる電磁波による危害の防止	が、外部に発生しないように措置されているものとする。	非該当		の箇条 32 による。)	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	19.7 22.49～22.51 30.2.3	19.7 モータ拘束試験(第1部の19.7による。) 22.49～22.51 遠隔操作に対する規定(第1部の22.49～22.51による。) 30.2.3 人の注意が行き届かない機器の耐火性試験(第1部の30.2.3による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	動作部がない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	動作部がない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	動作部がない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	箇条 10 10.101  10.102  箇条 17	10 入力及び電流(第1部の箇条 10による。) 10.101 無負荷出力電圧は、42.4 V を超えてはならない。ただし、出力回路の充電部が8.1.1及び8.1.2に適合する場合を除く。 10.102 出力電流の算術平均値は、定格直流電流の±10%を超えてはならない。 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護(第1部の箇条 17による。)	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

				19.12 箇条 25	19.12 ヒューズの特性(第1部の19.12による。) 25 電源接続及び外部可とうコード(第1部の箇条25による。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	19.11.4	19.11.4 イミュニティ試験(第1部の19.11.4による。)	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	この規格では規定しない	家電機器に対する雑音の強さは、J55014等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	箇条 7 7.14	7 表示(第1部の箇条7による。) 7.14 表示の消えにくさ(第1部の7.14による。)	
第二十条第1項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三	該当 非該当	-	この規格では規定しない。	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		<p>第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	同上	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	同上	同上
第二十条	表示（長期使用	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、</p>	<p>該当</p>	-	同上	同上

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

条第4項	製品安全表示制 度による表示)	産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、 明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に 掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経 年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある 旨	非該当			
------	--------------------	---	-----	--	--	--